⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎二号館（電話048―601―3151））

⑶　新潟県、富山県及び石川県並びに長野県（長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市及び安曇野市並びに上高井郡、上水内郡、北安曇郡、北佐久郡、下高井郡、下水内郡、小県郡、埴科郡、東筑摩郡及び南佐久郡の町村に限る。）北陸地方整備局総務部契約課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―370―6647））

⑷　岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県並びに長野県（岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野市並びに上伊那郡、木曽郡、下伊那郡及び諏訪郡の町村に限る。）中部地方整備局総務部契約課（〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１名古屋合同庁舎第二号館（電話052―953―8138））

⑸　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第一号館（電話06―6942―1141））

⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県　中国地方整備局総務部契約課（〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎第二号館（電話082―221―9231））

⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎（電話087―851―8061））

⑻　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　九州地方整備局総務部契約課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎（電話092―471―6331））

競争参加者の資格に関する公示

平成22年度を有効とする国土交通省北海道開発局（開発建設部を含む。）の所掌する建設工事及び測量等（測量、建設工事に係るコンサルタント、地質調査及び航空測量をいう。以下同じ。）についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成22年3月31日

北海道開発局長　関　　克己

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事区分及び業種区分

（建設工事）

建設工事の工事区分は、次に掲げるとおりとする（かっこ書きは、各工事区分に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に掲げる建設工事の種類である。）。

①　一般土木（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事）

②　建築（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、屋根工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事、消防施設工事）

③　舗装（ほ装工事）

④　鋼橋上部（鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事）

⑤　ＰＳコンクリート（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）

⑥　しゅんせつ（しゅんせつ工事）

⑦　機械装置（機械器具設置工事、鋼構造物工事）

⑧　管（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）

⑨　電気（電気工事、電気通信工事、消防施設工事、鋼構造物工事）

⑩　塗装（塗装工事）

⑪　造園（造園工事）

⑫　防水加工（防水工事）

⑬　さく井（さく井工事）

⑭　グラウト（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）

⑮　維持（土木一式工事、ほ装工事、電気工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、防水工事、機械器具設置工事、塗装工事）

⑯　その他

（測量等）

測量等の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

①　測量

②　土木関係コンサルタント

③　建築関係コンサルタント

④　補償関係コンサルタント

⑤　地質調査

⑥　航空測量

2　申請の時期及び場所

随時（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に掲げる提出場所（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、別記の⑾）において申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合においては、建設工事についての一般競争入札方式に係る競争参加資格確認申請書又は測量等についての公募型プロポーザル方式若しくは公募型競争入札方式に係る参加表明書を提出したときに限り、別記の⑾において申請を受け付ける。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（経常建設共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスにアクセスして取得するものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送等（郵送（書留郵便に限る。）又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で、配達記録が残るものに限る。）をいう。）により各１部を提出すること。

（建設工事）

①　営業所一覧表

②　業態調書

③　国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式（その３）、別紙第９号書式（その３の２）、別紙第９号書式（その３の３）のいずれか

④　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下⑥において「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し

⑤　申請者が、④に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高について、二以上の登録を希望する工事区分に分割して申請するとき又は④に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高について、登録を希望する一の工事区分に合算して申請するときは、工事分割内訳表

⑥　規則第２条第１号に規定する建設業許可申請書の写し

⑦　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し等

［注］

⑷　申請者が一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特例民法法人をいう。以下同じ。）であるときは、①に掲げる書類、⑤に掲げる書類に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類並びに定款又は寄附行為を提出すること。